

令和5年伊賀市議会9月定例会会議

請 願 文 書 表

令和5年9月1日

1 受 理 番 号	請願第15号
2 受 付 年 月 日	令和5年8月10日
3 請願者の住所 及び氏名	伊賀市千戸706番地 伊賀市山田地域住民自治協議会 会長 奥 千史 外5名
4 請 願 の 件 名	伊賀市水道水源保護条例の履行及び三重県との協議と調整を求め ることについて
5 請 願 の 要 旨	<p>伊賀市阿波地区は、伊賀市水道水源保護条例（平成16年伊賀市条例第276号）に規定している伊賀市の水源及び水源保護地区にあって、当該地域住民の使命は、伊賀市の水道に係る水質汚濁を防止し、正常な水を確保し、またその水源を保護し、伊賀市民の生命及び健康を守ることと存じています（伊賀市水道水源保護条例第4条「住民等の責務」）。</p> <p>当該地区において、産業廃棄物の埋め立て計画を聞くに及んでいますが、本年6月20日を目途に署名活動を行ったところ、建設予定地の阿波地区では居住者数935名の内785名が反対（83.96%）、阿波地区、布引地区及び山田地区の合計では、居住者数4,787名の内3,048名が反対で、請願者地域の住民の意見は概ね反対となっています。</p> <p>以上のような理由から、伊賀市の、伊賀市水道水源保護条例の趣旨に則った徹底した条例の履行を求めるものです。</p> <p>また、三重県産業廃棄物処理指導要綱第5条には、市町の責務として「地域の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めるものとする。」とあり、同要綱第6条には「処理業者は、計画地を管轄する市町長とあらかじめ協議し、当該市町の土地利用に関する計画に適合させるとともに、土地利用に関する条例又は要綱等に基づく手続きをすること。」と規定されています。</p> <p>産業廃棄物処分場の許可権限者は三重県ですので、伊賀市は、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例及び三重県産業廃棄物処理指導要綱を遵守し地域住民の意向を反映させるよう、三重県と十分協議し調整の上、伊賀市水道水源保護条例の趣旨と地域住民の願いを伝えることを求めるものです。</p>
6 紹 介 議 員	福岡 正康、桃井 弘子、田中 寛
7 付 託 委 員 会	産業建設常任委員会